



農業中間管理事業を活用しよう！

預けて安心、借りて納得、あなたも農地中間管理事業を活用してみませんか。



農地を貸す人

「リタイアするので農地を貸したいな！」

機構は公的機関なので安心して貸せる！

- ・契約期間終了後、農地はお手元に戻ります。
- ・賃借料は機構が支払います。

（！）機構が借り受けが可能な農地

- ・農業振興地域内にある農地
- ※農地として利用することが著しく困難な農地（再生不能とされている遊休農地）は、借り受けすることができません。

（！）借受け等の条件

- ・原則 10 年以上貸し出せる農地



農地を借りる人

「農地を借りて規模を拡大！」「新規就農したい！」

機構からまとまった農地が借りられる！

- ・集積、集約された農地を長期（10 年間）に安定して借り入れでき、効率的で安定的な農業経営ができます。
- ・農地の貸し手が多数いても契約は機構とだけなので、賃借料の支払事務などが軽減されます。



～農地を貸したいみなさんへ～協力金のご案内

機構に 10 年以上農地を貸し付けた貸し手または地域に対して協力金を支給します。

▶ 経営転換協力金

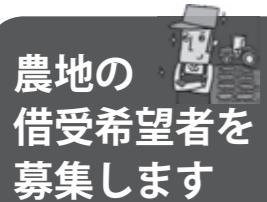
離農するため所有する全農地や一つの経営部門の全農地を 10 年以上貸し付けた農業者

(貸付面積)	(交付単価)
0.5ha 以下	30 万円/戸
0.5ha 超 2.0ha 以下	50 万円/戸
2.0ha 超	70 万円/戸

▶ 耕作者集積協力金

機構が借り受けている農地等に隣接する農地を 10 年以上貸し付けた農業者

(交付単価)
2 万円/10 a ※平成 28 年度以降は単価が変わります



農地中間管理事業に基づき、農地の借り受けを希望する方の募集を行います。

- 募集期間 /12 月 5 日（金）～1 月 5 日（月）
- 申込方法 / 農林振興事務所（丹波県民局内）、農業振興課（春日庁舎内）に設置の申込用紙をご覧のうえ、お申し込みください。なお、様式は（公社）兵庫みどり公社ホームページからダウンロードできます。



農業者の高齢化や耕作放棄地の拡大が進むなか、国では、新たな制度として「農地中間管理機関（以下、機関）」を創設しました。これは「農地中間管理機関（以下、機関）」が「農地の貸借の中間的な受け皿」となり、農業を継続されなくなつた貸し手から農地を預かり、規模を拡大したい農業者や新規就農者など、農地の借り手に貸し付けを行う事業です。

兵庫県

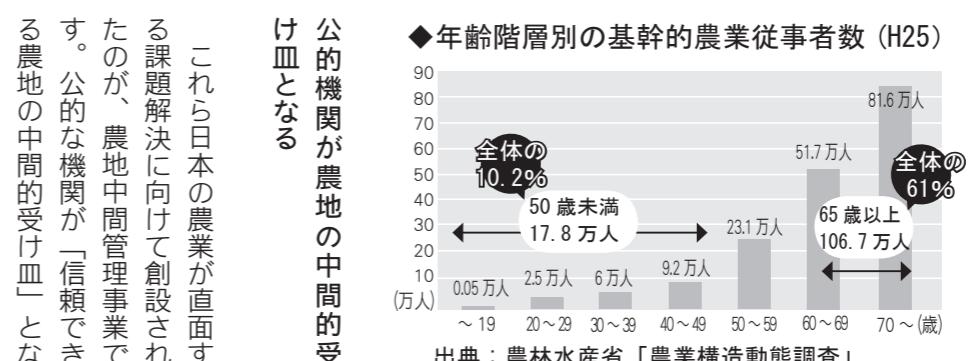
兵庫県では、（公社）兵庫みどり公社が機関の指定を受け、農地の中間的受け皿の役割を担います。市では、（公社）兵庫みどり公社と新たに事業契約を結び、地域の農業を守る取り組みを推進します。



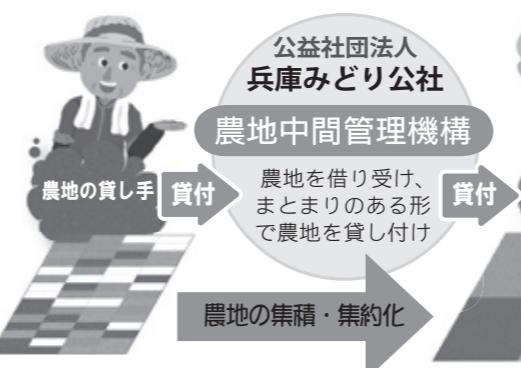
農地の「貸したい」「借りたい」をつなぐ

農業が直面する大きな課題

農業者の高齢化にともない、普段、仕事として主に農業に従事している基幹的農業従事者は、65 歳以上が % を占めています。一方、50 歳未満はわずか 10 % で、アバランクスな年齢構成となっています。また、高齢者のリタイアなどによって耕作放棄地はこの 20 年間で 40 万ヘクタールに倍増。特に、農地を所有しながらも農業を行わない非農家の農地が耕作放棄地となるケースが多く、今後も増加することが予想されています。さらに、あちこちに分散した小さな区画の農地を利用していることが多く、生産性の向上を阻む原因になっています。



◆農業中間管理事業の仕組み



り、いつたん農地を借り受け、貸し手に農地を転貸する仕事です。貸し手は賃借料をもらい、借り手は集積・集約された農地を借りて大規模で効率的な農業が可能となり、双方にメリットをもたらすこと期待されています。